

尾道大学附属図書館利用規程

(平成 13 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第1条 この規程は、尾道大学附属図書館(以下「図書館」という。)の、利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館資料)

第2条 利用することができる図書館資料(以下「資料」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 雑誌
- (3) 参考図書
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他の資料

(図書館の利用)

第3条 図書館の利用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 館内閲覧
- (2) 館外貸出し
- (3) 文献複写
- (4) 相互協力

(利用資格)

第4条 図書館の利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 尾道大学(以下「本学」という。)の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 図書館長(以下「館長」という。)が許可した者(以下「学外者」という。)

(利用証)

第5条 利用者は、あらかじめ利用登録の手続きを行い、図書館利用証(以下「利用証」という。)の交付を受けなければならない。

- 2 利用登録の手続きを行った本学の職員については、利用者台帳をもって利用証を交付されたものとみなす。ただし、非常勤職員については、前項の規定によるものとする。
- 3 利用登録の手続きを行った本学の学生については、学生証をもって利用証を交付されたものとみなす。
- 4 利用者は、図書館を利用しようとするときは、利用証を携帯し、本学の図書館職員(以下「係員」という。)の求めに応じ、これを提示又は提出しなければならない。

(開館時間)

第6条 図書館の開館時間は次のとおりとする。

- (1) 午前9時から午後7時まで(ただし、休業期間中は、午前9時から午後5時まで)
- 2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 本学の創立記念日
- (4) 12月28日から翌年1月4日までの日
- (5) 館長が必要と認める日

(館内閲覧)

第8条 利用者は、開架資料を館内で自由に閲覧することができる。

- 2 利用者は、閲覧した資料を所定の場所に返却しなければならない。

(館外貸出し)

第9条 利用者は、資料の館外貸出し(以下「貸出し」という。)を受けることができる。

- 2 学外者が貸出しを受けようとするときは、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。
- 3 次の各号に掲げる資料は、貸出しをしない。ただし、館長が必要と認めるときは、貸出しをすることができる。
 - (1) 禁帯出の表示のある資料
 - (2) 視聴覚資料
 - (3) 新着雑誌・新聞
 - (4) その他館長が指定した資料
- 4 貸出しを受けた者は、貸出資料について保管の責任を負い、他に転貸してはならない。
- 5 貸出区分、貸出冊数及び貸出期間については、館長が別に定める。

(返却)

第10条 貸出しを受けた者は、貸出資料を所定の期日までに返却しなければならない。

(貸出しの停止)

第11条 館長は、提出資料を所定の期日までに返却しなかった者に対して、貸出しを停止することができる。

(文献複写)

第12条 利用者は、教育研究のため必要があるときは、図書館所蔵資料の複写を申し込むことができる。

(相互協力)

第13条 本学の職員及び学生は、研究等のために必要があるときは、尾道市立図書館の利用を依頼することができる。

(規定等の遵守)

第14条 利用者は、図書館の利用に関する諸規程及び係員が指示する事項を、守らなければならない。

(利用の制限)

第15条 館長は、前条の規定に違反した者に対し、図書館の利用を制限することができる。

(弁償)

第16条 利用者は、資料、施設又は設備等を損傷又は紛失したときは、速やかに館長に届け出るとともに、弁償しなければならない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。